

今村証券株式会社

【 2 0 0 7 年 版 】

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 今村証券株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 今村九治
所在地 石川県金沢市十間町 25 番地
電話番号 076-263-5111(代)

② 会社の沿革

年 月	沿 革
1921年 3月	今村直治商店を創業
1944年 7月	企業整備により志鷹吉蔵商店、小島喜四郎商店を統合して今村証券株式会社を設立 七尾営業所を開設。
1965年 12月	小松証券(株)を合併 小松支店を開設
1968年 4月	改正証券取引法による免許取得(第 8373 号)
1975年 4月	福井営業所を開設
1978年 4月	砺波営業所を開設
1980年 9月	加賀営業所を開設
1986年 9月	新湊営業所を開設
1987年 9月	弥生営業所(金沢)を開設
1988年 7月	福井営業所の福井支店への昇格
1990年 5月	板垣営業所(福井)を開設
1991年 10月	弥生営業所の弥生支店への昇格
1996年 7月	加賀営業所の加賀支店への昇格
1998年 12月	改正証券取引法による登録(北陸財務局長(証)第1号)
1999年 12月	農林大臣及び通商産業大臣より、東京穀物商品取引所農産物市場・砂糖市場、東京工業品取引所貴金属市場・ゴム市場・アルミニウム市場・石油市場の商品取引員の許可を受ける
2003年 8月	日本クリアリング機構の清算参加者資格の取得
2003年 11月	有価証券の元引受け業務の認可

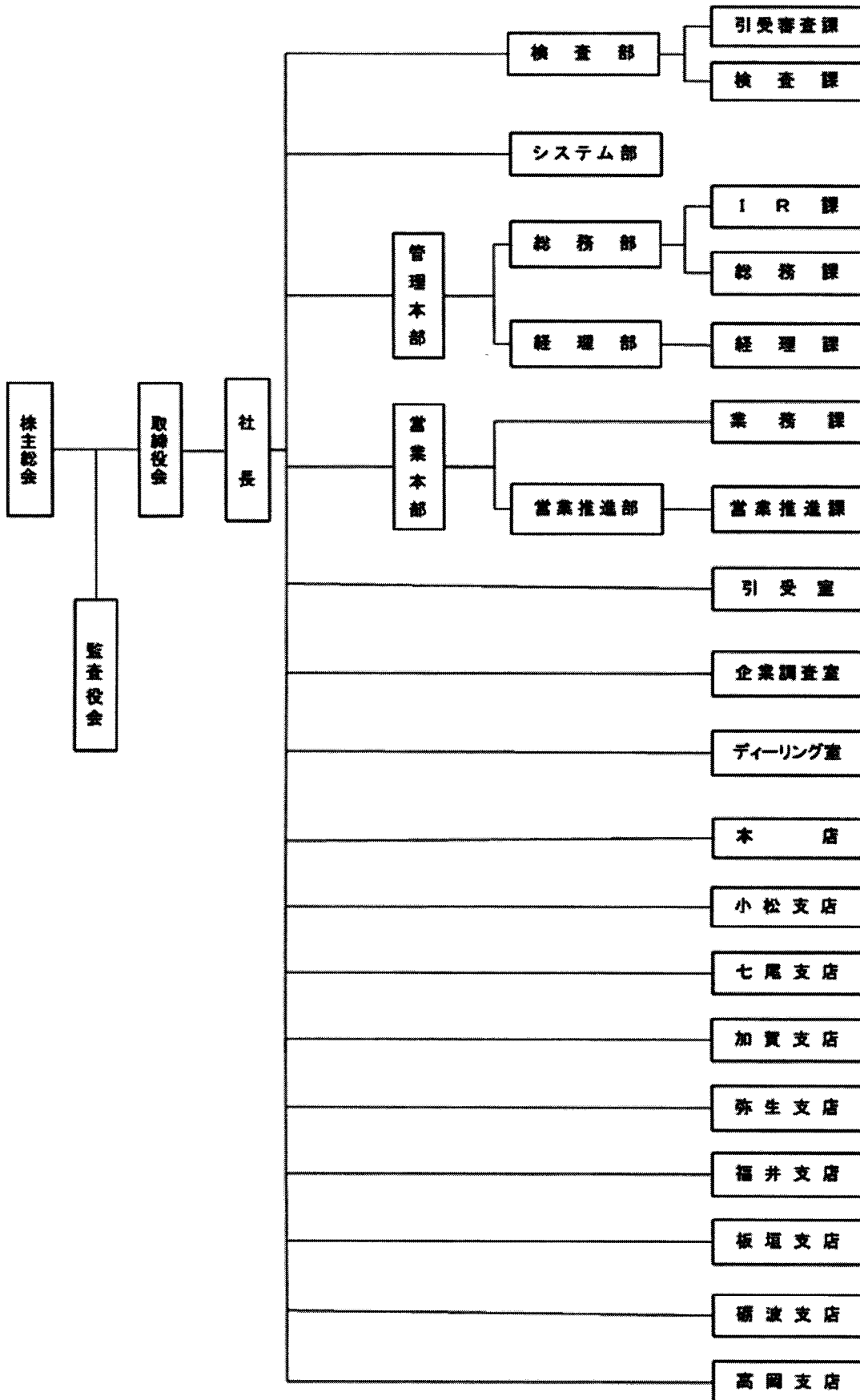
2003年12月	東京証券取引所の総合取引資格の取得
2004年7月	七尾営業所の七尾支店への昇格 板垣営業所の板垣支店への昇格
2004年12月	ジャスダック証券取引所への加入
2005年10月	新湊営業所を移転し、高岡支店を開設 砺波営業所の砺波支店への昇格

③ 会社の目的

- (a) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
- (b) 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (c) 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (d) 外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (e) 有価証券の引受け
- (f) 有価証券の売出し
- (g) 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- (h) 保護預り、有価証券の貸借その他の証券業に付随する業務
- (i) 投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
- (j) 商品取引所法に規定する商品市場における取引に係る業務
- (k) 有価証券関連以外のデリバティブ取引に係る業務
- (l) 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- (m) 貸金業
- (n) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業
- (o) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- (p) 抵当証券の販売及び保管に関する業務
- (q) 生命保険の募集に関する業務
- (r) 損害保険の代理業務
- (s) 銀行代理業
- (t) 信託契約代理業
- (u) 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- (v) その他証券業に関連する業務
- (w) 前各号に附帯する事業

④ 事業の内容

(1) 経営の組織



業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場における取引の受託業務及び委託の取次業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣により「第 2 種商品取引受託業」の許可を受けております。(許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 34 号」、経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」)

取引所名	市場名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	石油	アルミ	上場商品名
東京穀物商品取引所		●						一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆
東京工業品取引所			●	●	●	●	●	粗糖 金、銀、白金、パラジウム ゴム ガソリン、灯油、原油 アルミニウム

○ 受託業務 ● 取次業務

※ 取引所における取引注文の執行をカネツ商事株式会社に委託しております。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 証券業(証券取引法第 2 条第 8 項)

ロ. 証券業付随業務(証券取引法第 34 条第 1 項)

ハ. その他業務(証券取引法第 34 条第 2 項及び 4 項)

- i) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ii) 保険業法に規定する保険募集
- iii) 商品投資に係る事業の規制に関する法律による商品投資販売業
- iv) 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- v) 金融先物取引法に規定する金融先物取引等の受託、媒介、取次ぎ又は代理に係る業務
- vi) 銀行法の規定に基づく銀行代理業

⑤ 営業所の状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本 店	〒920-0906 石川県金沢市十間町25番地	076-263-5111
小 松 支 店	〒923-0864 石川県小松有明町22番地	0761-23-1525
弥 生 支 店	〒921-8036 石川県金沢市弥生2丁目4-12	076-242-2122
加 賀 支 店	〒922-0842 石川県加賀市熊坂町イ133-9	0761-73-3133
七 尾 支 店	〒926-0046 石川県七尾市神明町口2-10	0767-52-3122
福 井 支 店	〒910-0067 福井県福井市新田塚1丁目80-36	0776-22-6644
板 垣 支 店	〒918-8104 福井県福井市板垣5丁目1010	0776-34-6996
高 岡 支 店	〒933-0045 富山県高岡市本丸町13-7	0766-26-1770
砺 波 支 店	〒939-1368 富山県砺波市本町6-28	0763-33-2131

⑥ 財務の概要

(a) 資本金	500,000 千円
(b) 純資産額 *1	4,299,166 千円
(c) 総資産額	30,606,025 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	455,113 千円 (6,751 千円)
(e) 経常利益	564,844 千円
(f) 当期純利益	192,329 千円

* 1 商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という）第38条の規定により算出しています。

発行済株式総数

発行済株式の総数 2,085,000株 (平成19年3月31日現在)

(注) 当社の株式は、上場しておりません。

⑦ 主要株主名(上位10名)

氏名、商号又は名称	所 株 式 有 数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
	株	%
今村 九治	558,470	26.8
今村 直喜	390,400	18.7
今村コンピューターサービス(株)	250,020	12.0
今村不動産(株)	227,640	10.9
今村証券社員持株会	207,960	10.0
今村 和子	101,520	4.9
小野寺 千加子	67,200	3.2
米田 信昭	46,130	2.2
松木 芳男	35,340	1.7
谷口 文平	35,040	1.7
計	1,919,720	92.1

⑧ 役員の状況

役名及び職名	氏 名
代表取締役 社長	今村 九治
常務取締役 (管理本部長)	吉田 栄一
取締役 (営業本部長)	寺下 清隆

取締役 (検査部長)	松本 幹生
取締役 (総務部長)	大崎 憲一
取締役 (営業部長)	宮田 秀夫
監査役 (常勤)	米田 信昭
監査役 (非常勤)	中島 史雄
監査役 (非常勤)	中村 善宏
計	9 名

(注) 監査役中島史雄ならびに中村善宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

⑨ 従業員の状況

(平成19年6月30日現在)

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非営業
従 業 員 数	148人	99人	49人	82人	66人
平 均 年 齢	32.9才	35.9才	26.7才	31.7才	34.3才
平均勤続年数	11.2年	13.6年	6.3年	9.5年	13.3年
外 務 員 数	95人	80人	15人	73人	22人

2. 営業の状況

① 営業方針

今期も本業の証券市場が活況だったこともあり、なかなか商品先物に力を注ぐ事ができなかった。しかし期を通じて地道に活動を続けた結果、13名の新規顧客を獲得することができた。この結果、期末における商品先物顧客は81名となったものの、その数は依然として少ないと言わざるを得ない。

この原因はいくつかあるが、その最大のものは「お客様にとって商品先物取引は理解しにくい取引手法」ということであろう。というのも、個別銘柄ごとにと取引条件が異なり、また複雑な証拠金制度など、お客様だけでなく営業員もそれらの内容を把握しにくいという点である。そこで前々期より、全社一丸となって「金地金」の販売に注力し、それによって得たお客様を少しずつ金先物に誘導し、また商品先物全般に広げてゆく運動を繰り広げてきたところである。また今期は更に、金価格に連動性の高い「商品ファンド」販売にも力を注いだ。今後もこの「金地金」、「商品ファンド」から地道に商品先物取引を定着させてゆきたい。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

改正商品取引法施行以来、商品先物業界は勧誘行為規制強化のため出来高が激減し、沈滞に喘いでいる。しかし改正法が施行されたとはいえ、私ども証券業界から見ればまだまだ手ぬるい感が否めない。また今期も、商品先物業界においては様々な不祥事、それも基本的なところでの不祥事が相次いで起こっている。

これらの点から見ても、商品先物業界には依然として根強いダーティ・イメージが付きまとっている、と言わざるを得ない。当社としてはこれらの悪循環を撥ね退けるには、ただひたすらに証券会社流の「顧客本位」の姿勢を貫くしかない、と考えている。

③ 営業の経過及び成果

前期より大きく手数料収入額を減らし、ほぼ3分の2の557万円となった。これは前期の反動が出たとともに大手顧客がいなくなったことによるものである。

④ 対処すべき課題

今年入社した営業員7名に外務員資格を取得させる。また全営業員に法改正の中身を周知徹底させる。

⑤ 受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引に係る受託業務の適正な運営およびその管理について必要な事項を定めるものである。

(管理)

第2条 商品先物取引に係る受託業務についての管理は、管理部門がこれを総括し、検査部がこれを統括する。なお総括管理責任者は管理本部長とし、統括管理責任者は検査部長とする。

- (1) 総括管理責任者は管理部の取締役とする。
- (2) 統括管理責任者は総括管理責任者を補佐するものとする。

(商品先物取引不適格者参入防止)

第3条 次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を一切行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 長期入院患者など随時連絡が取れない者
 - (5) 商品先物取引を行うために借入れを行おうとする者
2. 次の各号の一に該当する者は、不適格者に準ずる者と判断し原則として勧誘及び受託は行わない。
- (1) 年金、恩給、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている者
 - (2) 一定以上(年収500万円以上)の収入を有しない者
 - (3) 70歳以上の高齢者
 - (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
 - (5) その他商品先物取引を行う適格性に疑問があると思われる者
3. 前項第1号及び同第2号に該当する者については第1号の例外要件を満たしている場合、同第3号に該当する者については第2号の例外要件を満たしている場合、同第4号に該当する者については第3号の例外要件を満たしている場合であって、自書により、自ら商品先物取引を行うに不適格者に準ずる者であることを理解しているとともに、これら例外の要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、総括管理責任者が審査して了承したときは、前項の規定にかかわらず、これらの者に対し勧誘及び受託ができるものとする。
- (1) 顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること
 - (2) 顧客が直近の過去3年以内に延べ90日以上にわたりレバレッジ性のある取引(金融先物取引、有価証券に係る先物取引、外国為替証拠金取引、株式の信用取引等)の経験があり、かつ、商品先物取引の仕組み・リスク等を十分理解している旨を証明できるものがあること
 - (3) 顧客が新たに申告した投資可能額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあること
4. 前項の審査結果については、審査日、審査過程、最終審査者及びその判断根拠を含めて記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

(勧誘の告知、意思確認及び再勧誘禁止など)

第4条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立って、顧客に当社の商号、登録外務員の氏名及び商品先物取引の勧誘である旨を告知した上で、顧客に商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無を確認するものとし、これらの告知及び意思の確認について記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

2. 前項の勧誘時の意思確認において、顧客が勧誘を希望しない旨の意思表示をした場合又は商品先物取引の委託のしない旨の意思表示をした場合には、当該顧客には一切勧誘しないものとし、これら勧誘及び委託を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号について全社的に周知徹底し、再勧誘が起きないように防止措置を講ずるものとする。

(迷惑勧誘行為の禁止)

第5条 当社は、次の各号に掲げる迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘は行わないものとする。ただし、顧客の指示又は承諾がある場合はこの限りでない。

- (1) 午後9時～午前8時等迷惑となる時間帯での電話又は訪問による勧誘
- (2) 顧客の意思に反する長時間にわたる勧誘
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせる勧誘
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法での勧誘

(顧客の属性情報の把握と管理)

第6条 当社は、商品先物取引を行うに不適当な対象者の参入を防止し、適合性の高い参加者を得るため顧客の属性情報を的確に把握するものとし、「総合取引口座申込書」「口座開設申込書」及び「口座設定申込書」において、次の各号に掲げる事項を設定して当該顧客から申告を受けるものとする。

- (1) 氏名、成年月日、住所、家族構成及び電話番号
 - (2) 職業、勤務先、役職、勤務先住所及び勤務先電話番号
 - (3) 年収及び資産の状況
 - (4) 投資可能資金額
 - (5) 商品先物取引の経験の有無及びその程度
 - (6) 商品先物取引以外の投資経験の有無及びその程度
 - (7) その他当社が必要と認めた事項
2. 前項第4号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で設定すべきであること及び取引の過程で損失が発生した場合は損金額が減額されるものであることを分かりやすく説明した上で申告を受けるものとする。
3. 口座開設申請書等の記載事項を基に顧客情報データを作成するものとし、これらの記載事項に変更があった場合はその都度更新して適切に管理するものとする。

(適合性の審査)

第7条 当社は、商品先物取引を行うに不適当な対象者の参入を防止するため、総合取引口座申込書、口座開設申請書及び口座設定申込書の顧客情報に基づき、統括責任者が適合性の審査を行うものとする。

2. 前項の審査による統括責任者の承認があるまでは、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び売買の注文を受けないものとする。また、審査の過程で適合性を有しないと認められたときは直ちにその勧誘を中止するものとし、その者からの申し出であっても商品先物取引の委託は受けないものとする。
3. 第1項の審査の結果については、審査日、審査過程、最終審査者及び適否の判断根拠を含めた記録を作成するものとし、当該記録を総合取引口座申込書、口座開設申請書、口座設定申込書等の写しとともに取引終了後3年間保存するものとする。
4. 総合取引口座申込書、口座開設申請書、口座設定申込書及び商品先物取引の理解についての確認書の原本は、各店店長が保管するものとする。

(説明義務の履行及び理解の確認)

第8条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たっては、受託契約準則、「商品先物取引—委託のガイド」等の関係書面を交付し、それらを用いて次の事項を、それらの記述や図面を示す等顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。なお、理解の確認に当たっては、まず、第1号及び第2号に係る説明をしその理解の確認を書面により行い、その後その他事項について説明しその理解の確認を書面により行うものとする。

- (1) 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金の額に比べてその10～30倍にもなる過大な取引を行うものであること
- (2) 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- (3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生のおそれ等に関する事項
- (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- (5) 商品取引員の禁止行為に関する事項
- (6) その他「商品先物取引—委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

(商品先物取引未経験者等に係る管理)

第9条 商品先物取引の経験が直近の過去3年の内に延べ90日に満たない者については、取引開始日

以後3ヶ月間を取引習熟期間と定め、その期間の取引量は、顧客申し出の投資可能資金額の3分の1の額を上限とし、取引枚数はその範囲内の証拠金額の取引枚数に制限するものとする。

(不正資金の流入防止)

第10条 当社は、以下に規定する者からの受託に当たっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱い者
 - ② 国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱い者
 - ③ 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱い者
2. 前項に規定する者の取引に対し、資金の多寡にかかわらず疑義を感じた場合は当該委託者の資金について調査を開始する。調査に当たっては当該営業員に事情を聞いた上、当該委託者に直接面談して聴取することとする。
 3. 調査は検査部が担当し営業部はこれに協力するものとする。調査に当たっては、本人から事情を聴取するとともに、その裏付けの証拠の提出を求めるものとする。ただし、当該委託者が取引資金の裏付けとなる証拠の提出をできない場合又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。調査の結果、新たな入金及び建玉の追加は受けないものとされた場合、営業部はこれを遵守し、以後の勧誘・受託を行わないものとする。ただし、仕切りに係る指示についてはこの限りでない。
 4. 前項の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
 5. 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の取引は不正資金の有無に係らず受託しないものとする。

(委託本証拠金の額等)

第11条 委託本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。

(建玉制限等)

第12条 取引所の市場管理要綱に定める建玉制限等については、この主旨をよく説明して理解を得る。

2. 委託者保護の立場から、取引所の定める市場管理要綱とは別に、独自に委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。ただし、この場合には委託者にこの主旨をよく説明し、理解を得た上で取引に参加させる。

(委託者の疑義等への対応)

第13条 委託者の疑義等への対応は検査部がこれを行う。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第14条 委託の勧誘手段として広告・宣伝を行うにあたり、関連する諸法令・諸規則等を遵守するため、検査部内に広告に関する担当責任者を置く。

(違反者に対する懲戒)

第15条 この規則に違反する行為があったと認められるときには、関係者に対して、就業規則に照らし厳正な社内処分を行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 本規則の制定及び改正は取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

(付則)

1. この規則は、平成11年12月1日より実施する。
2. この規則(第3条改正)は、平成12年5月2日より実施する。
3. この規則は平成15年4月1日より実施する。
4. この規則は平成15年6月6日より実施する。
5. この規則は平成17年5月1日より実施する。
6. この規則は平成17年10月12日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
86名	9名	1名	94名

⑦ 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
68名	13名	81名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

⑨ 訴訟に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

② 損益計算書

今村証券株式会社

損益計算書

〔平成18年 4月 1日から
平成19年 3月 31日まで〕

(単位:千円)

科目	金額	
営業収益		
受入手数料		
委託手数料	1,745,034	
引受け・売出し手数料	571,836	
募集・売出しの取扱手数料	76,435	
その他の受入手数料	31,097	2,424,404
トレーディング損益		
株券等トレーディング損益	10,792	
債券等トレーディング損益	16	
その他のトレーディング損益	3,180	13,988
金融収益		186,488
営業収益計		2,624,881
金融費用		86,352
純営業収益		2,538,529
販売費・一般管理費		
取引関係費	222,595	
人件費	1,371,178	
不動産関係費	94,537	
事務費	38,554	
減価償却費	135,209	
租税公課	41,129	
その他	80,073	1,983,279
営業利益		555,249
営業外収益		6,994
営業外費用		138
経常利益		562,106
特別利益		
投資有価証券売却益	2,737	
証券取引責任準備金戻入益	48	2,786
特別損失		
投資有価証券評価損	2,661	
固定資産除売却損	12,048	
商品取引責任準備金繰入額	133	14,842
税引前当期純利益		550,050
法人税、住民税及び事業税	248,002	
法人税等調整額	109,719	357,721
当期純利益		192,329

③ 株主資本等変動計算書

今村証券株式会社

株主資本等変動計算書
平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			繰越利益剰余金	
		利益準備金	役員退職慰勞積立金	別途積立金		
平成18年3月31日残高	500,000	125,000	200,000	2,437,788	757,587	4,020,376
当事業年度変動額 剰余金の配当					△ 12,510	△ 12,510
役員退職慰勞積立金の 取崩額			△ 200,000		200,000	-
別途積立金の積立				800,000	△ 800,000	-
役員賞与の支払					△ 23,000	△ 23,000
当期純利益					192,329	192,329
株主資本以外の項目の当 事業年度変動額(純額)						
当事業年度変動額 合計	-	-	△ 200,000	800,000	△ 443,180	156,819
平成19年3月31日残高	500,000	125,000	-	3,237,788	314,407	4,177,195

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	
平成18年3月31日残高	296,100	4,316,477
当事業年度変動額 剰余金の配当		△ 12,510
役員退職慰勞積立 金の取崩額		-
別途積立金の積立		-
役員賞与の支払		△ 23,000
当期純利益		192,329
株主資本以外の項目の当 事業年度変動額(純額)	6,461	6,461
当事業年度変動額 合計	6,461	163,280
平成19年3月31日残高	302,561	4,479,757

④ 個別注記表

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定のほか、「証券会社に関する内閣府令」（平成10年11月24日総理府令・大蔵省令第32号）、及び「証券業經理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

また、記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券及びデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法
 - 1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券等）

時価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。
 - 2) トレーディング商品に属さない有価証券
その他有価証券
時価のある有価証券等…………… 決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法によって算定しております。
時価のない有価証券等…………… 移動平均法による原価法によっております。
 - 3) デリバティブ取引
時価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物8年～39年 器具・備品3年～20年
 - 2) 無形固定資産
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準
 - 1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 2) 賞与引当金
従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - 3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - 4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法に基づき、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額から年金資産残高を控除した額を計上しております。
 - 5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

6) 証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき、「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

7) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条第1項の規定に基づき同施行規則に定める額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外の消費税等については、販売費・一般管理費に計上しております。

6. 会計方針の変更

1) 役員賞与引当金

当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は20,813千円減少しております。

2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,479,757千円であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 686,179千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

信用取引借入金の担保として、投資有価証券24,691千円、取引所等の信託金、保証金及び清算基金の代用として投資有価証券464,997千円差入れております。

上記のほか、信用取引借入金の担保として保管有価証券5,210,386千円、先物取引証拠金代用として保管有価証券595,351千円を差入れております。

また、担保に係る債務は信用取引借入金8,537,512千円であります。

3. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は次のとおりであります。

証券取引責任準備金 証券取引法第51条

商品先物取引責任準備金 商品取引所法第221条第1項

4. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金はありません。

当座貸越極度額の総額 4,000,000千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

当事業年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 2,085,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	12,510	6円00銭	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,425	5円00銭	平成19年3月31日	平成19年6月27日

[税効果会計に関する注記]

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

賞与引当金	47,970 千円
未払事業税	12,195 千円
小計	60,165 千円

② 固定資産

証券取引責任準備金	17,049 千円
減価償却超過額	10,703 千円
退職給付引当金	48,351 千円
役員退職慰労引当金	95,356 千円
その他	700 千円
評価性引当額	△95,356 千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△76,805 千円
小計	— 千円
繰延税金資産合計（流動）	60,165 千円

(繰延税金負債)

③ 固定負債

その他有価証券評価差額	205,348 千円
繰延税金資産（固定）との相殺	△76,805 千円
繰延税金負債合計（固定）	128,542 千円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具備品等
取得価額相当額	79,837 千円
減価償却累計額相当額	38,012 千円
期末残高相当額	41,824 千円

② 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	10,459 千円
1年超	32,179 千円
合計	42,639 千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	11,964 千円
減価償却費相当額	10,977 千円
支払利息相当額	1,387 千円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員・主要株主	今村九治	(被所有) 直接 26.8	当社取締役社長	不動産の賃借(注2)	3,600	—	—
役員・主要株主	今村九治	(被所有) 直接 26.8	当社取締役社長	当社銀行借入取引に対する債務被保証(注3)	—	—	—

(注) 1 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産の賃借については、当社本店及び社員寮の地代等として賃貸借契約を結び、市場実勢を勘案して取引を行っております。

3 当社は、銀行借入取引に対して取締役社長今村九治より債務保証を受けております。取引金額は期末の債務被保証金額です。なお、保証料の支払は行っておりません。また、この債務被保証については、平成18年12月1日をもってすべて解消しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額	2,148 円 56 銭
1 株当たり当期純利益	92 円 24 銭

⑤ 監査報告書謄本

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、会社法による会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率	
(a) 純資産額規制比率	[純資産額/リスク額×100] (*1)	81,454.4%
(b) 純資産額資本金比率	[純資産額/資本金額×100] (*2)	859.8%
(c) 自己資本資本金比率	[自己資本/資本金額×100]	895.9%
(d) 自己資本比率	[自己資本/総資産額×100]	14.6%
(e) 修正自己資本比率	[自己資本/総資産額×100] (*3)	14.6%
(f) 負債比率	[負債合計額/純資産額×100] (*2)	585.4%
(g) 流動比率	[流動資産額/流動負債額×100]	106.4%

*1 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第 211 条に基づく施行規則第 99 条により算出しております。

*2 「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いております。

*3 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法は第 99 条 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものをいいます。